

平成 23 年第 3 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 23 年 10 月 12 日（水曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 根本 朝栄

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

収納課長 佐藤 利夫

健康課長 浦山 幸一

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部理事(兼)国保年金課長 大森 晃

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

上水道部副理事(兼)管理課長 小幡 誠志

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

下水道課長 江口 明

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前9時58分 開議

○根本委員長

おはようございます。

補正予算特別委員会 2 日目でございます。早速本日の委員会を開会いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は 18 名でございます。定足数に達しておりますので直ちに特別委員会を開きます。

---

- 議案第 59 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

- 根本委員長

議案第 59 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計（第 1 号）を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。国保年金課長。

- 歳入歳出説明

- 大森国保年金課長

それでは、資料 1、105 ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計補正予算の歳出の方から御説明申し上げます。

初めに、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費、それから 3 目一般被保険者療養費についてでございますけれども、財源の組み替えを行うものでございます。これはいずれも本年度の支援金、納付金の確定に伴うもの、それに伴う国庫支出金等の額の変更によるものでございます。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費でございますけれども、こちらも同様に財源の組み替えを行うものでございます。本年度の支援金、納付金等の確定、それから国庫支出金の額の変更に伴うものでございます。

それから、3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等で 2,591 万 3,000 円の減額補正、次の 2 目後期高齢者関係事務費拠出金で 5,000 円の減額補正でございます。これは、今年度の支援金、それから事務費拠出金の確定に伴うものでございます。

1 目後期高齢者支援金等の金額の減が大きくなっておりますので、その内訳を申し上げますと、当初予算で 7 億 1,259 万 9,000 円、平成 23 年度分として見ておりましたけれども、こちらに決定額が 7 億 1,377 万 3,000 円ということで 117 万 4,000 円プラスになってございます。それに平成 21 年度の清算分がマイナスになってございまして、これが 2,708 万 7,000 円ということで、補正後の額 6 億 8,668 万 6,000 円になっているものでございます。

次のページをお願いします。6 款 1 項 1 目介護納付金で 49 万 3,000 円の減額補正でございますけれども、これも本年度の納付金の確定に伴うものでございます。

- 浦山健康課長

次でございますが、8 款 1 項 1 目特定健診事業費で 549 万 8,000 円の増額補正でございますが、これは東日本大震災により被災した健診対象者の受診機会の確保と震災による健康面への影響を抑制し受診率の向上を図り医療費の削減に努めるため、自己負担額を免除

する金額について 13 節の委託料を増額するものでございます。なお、一定の要件に該当する被保険者の自己負担免除分については国の財政支援が予定されております。

○大森国保年金課長

次に、11 款 1 項 5 目償還金で 22 万 9,000 円の増額補正でございます。これは平成 22 年度の国庫補助金のうち確定により返還分が生じたために補正するものでございまして、高齢者円滑運営補助金の返還分として 9,000 円、出産育児一時金補助金の返還分として 22 万円を増額補正するものでございます。

次のページをお願いします。12 款 1 項 1 目予備費で 449 万 4,000 円の増額補正でございます。平成 22 年度から平成 23 年度への繰越金のうちほかの部分に充当した部分を除きまして予備費に増額するものでございます。

次に、同じ資料の 99 ページをお願いします。歳入でございます。

大変申しわけございませんけれども、歳入の説明に入ります前に歳入の説明に記載の誤りがございましたので訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。2 力所でございます。初めに、100 ページでございますけれども、下の段で普通調整交付金 311 万 2,000 円の減額の欄でございますけれども、説明欄上から 5 行目に前期高齢者交付金分がございまして、これを療養給付費分に訂正をお願いいたします。それから、次の 102 ページになりますけれども、これも一番下の欄 1 節の財政調整交付金 266 万 8,000 円の減額のところの説明欄でございますけれども、上から 4 行目に前期高齢者交付金分というものがございまして、これを療養給付費分に訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、説明の方に入らせていただきますので、前のページ 99 ページにお戻りください。3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金で 1 節現年度分で 1,511 万 2,000 円の減額補正でございます。この内訳としまして 1 の療養給付費負担金で、これは後ほど御説明しますが、これも、歳入 5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金の額の確定に伴うもので、計上済額との差額 66 万 9,000 円を増額するものでございます。2 の介護納付金負担金につきましては、歳出の介護納付金の額の確定に伴いまして計上済額との差額 16 万 7,000 円を減額するものでございます。3 の後期高齢者支援金負担金についてですけれども、これは歳出の後期高齢者支援金の額の確定に伴いまして計上済額との差額 1,561 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に、3 款 2 項 1 目財政調整交付金 1 節普通調整交付金で 311 万 2,000 円の減額補正でございます。これは療養給付費分、それから歳出で御説明申し上げました介護納付金後期高齢者支援金の額の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金で 196 万 6,000 円の減額補正でございます。これは本年度の交付金の額の確定に伴うものでございます。

次に 6 款 2 項 1 目財政調整交付金 1 節財政調整交付金 266 万 8,000 円の減額補正でございます。これは療養給付費分、それから歳出で説明申し上げました介護納付金、後期高齢者支援金の額の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いします。10 款 1 項 2 目その他の繰越金の 1 節その他の繰越金で 551 万 9,000 円の増額補正でございます。これは平成 22 年度決算に伴うものでございます。

次に、11款3項6目過年度収入で1節老人保健医療費拠出金返還金で114万9,000円の増額補正でございます。これは老人保健医療費拠出金の平成21年度分の確定に伴う清算分の還付分でございます。以上で説明を終わります。

- 歳入歳出一括質疑

- 根本委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。質疑ございませんか。ないですね。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第59号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

- 議案第60号 平成23年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 根本委員長

次に、議案第60号 多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。関係課長等から説明を求めます。

会場が暑くなることが予想されますので、御自由に上着を脱いで結構ですので、どうぞよろしく願いいたします。

国保年金課長。

- 歳入歳出説明

- 大森国保年金課長

それでは、同じ資料 119 ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について歳出から御説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 1,186 万 1,000 円の増額補正でございます。これは平成 22 年度の後期高齢者医療の保険料のうち平成 23 年 4 月、5 月の出納整理期間中に収入があったものについて広域連合に納付するものでございます。

資料 117 ページをお願いいたします。歳入でございます。3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金で 8 万 7,000 円の増額補正でございます。一般会計から事務費の不足分を繰り入れするものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目繰越金で 1,177 万 4,000 円の増額補正でございますけれども、これは平成 22 年度決算に伴う繰越金でございます。以上で説明を終わります。

- 歳入歳出一括質疑

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 60 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 61 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○根本委員長

次に、議案第 61 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

関係課長から説明を求めます。介護福祉課長。

● 歳入歳出説明

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

補正予算額の説明の前に、今回の補正の内容となっております介護保険料等の減免等の内容につきまして御説明申し上げます。資料2の23ページ、議案第61号関係資料をお願いいたします。

東日本大震災による災害被害者に対する多賀城市介護保険料等の減免の概要でございます。この内容につきましては、多賀城市介護保険条例における規則で減免を行うことができる旨の規定に基づきまして新たな規則を制定いたしまして実施しているものでございます。

1の減免対象者は65歳以上の介護保険第1号被保険者であります。

2の減免対象となるものですが、3種類ございまして、一つは（1）の平成22年度分及び平成23年度分の介護保険料で震災発生時の23年3月11日から平成24年2月29日までの間に納期の末日が到来するものに限るものでございます。次に、（2）の平成23年3月1日から平成24年2月29日までまたは厚生労働大臣が別に定める日までの間の1割の介護サービス利用者負担額でございます。三つ目に、（3）の平成23年3月1日から平成24年2月29日までまたは厚生労働大臣が別に定める日までの間の施設入居等に係る食費及び居住費または滞在費でございます。

3の減免要件及び減免割合でございますが、減免の内容等につきまして一覧表にしたものでございます。3種類の減免のうち、表の上段真ん中の区分、介護サービス利用者負担額及び右側の施設入居等に係る食費、居住費につきましては、介護保険料の減免を受けた方々を対象とし全部を免除するものでございます。また、今回の震災による減免に対しましては、国の特例補助が行われますが、国の補助基準では発災日の3月11日以降に係る減免分以降を補助対象としておりますが、本市では月分といたしまして月の初日の3月1日からを減免の対象としております。介護保険料につきましては、区分欄の下、被保険者の主たる生計維持者の死亡または行方不明の場合、次の欄の主たる生計維持者が障害者となったときまたは重篤な傷病を負ったとき、3番目の欄、原子力発電所の事故により避難または退避を行ったときにつきましては全部を免除するものでございます。4番目の区分欄の主たる生計維持者の事業収入等に係る減少額が平成22年中における当該事業収入等の10分の3以上である場合については、合計所得金額が200万円以下の場合には全額、200万円を超える場合は10分の8が減免となります。なお、表の下記載の米印1の場合には全部免除となります。次の欄からの長期避難世帯、全壊、大規模半壊世帯は全部免除、半壊の場合は2分の1の減免となっております。なお、国の補助基準におきましては大規模半壊は2分の1の補助対象としておりますが、本市では全額を免除することとしております。

表の下記載にございます米印2につきましては、半壊であってもやむを得ず解体した場合は全壊扱いとするものでございます。

次のページをお願いいたします。4番でございますが、今回の補正予算として見込んでおります対象見込み者数と減免見込み額でございます。減免見込み額といたしまして、それぞれ一番下の欄でございますが、介護保険料で1億729万3,000円、介護サービス利用者負担額で6,352万3,000円、施設入居等に係る食費、居住費等で6,457万2,000円と見込んでおります。なお、減免につきましては、罹災状況等が市において把握確認できる

減免対象者の方々につきましては申請を要せず既に減免を行っております。以上で資料の説明を終わらせていただきます。

続きまして資料 1 を御説明させていただきます。資料 1 の 133 ページをお願いいたします。歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 1 億 9,729 万 1,000 円の減額でございますが、内容といたしまして説明欄 1 は 22 年度募集を行いました地域密着型介護サービス 3 施設に係るもので介護基盤緊急整備特別対策事業 1 億 8,148 万 9,000 円の減額でございます。3 施設のうち小規模特別養護老人ホームにつきましては、応募がなかったもので県補助金を受けて支出する施設整備補助金 1 億 4,717 万 5,000 円の減額。また、次の小規模多機能型居宅介護施設については選定いたしました施設が補助金を受けずに整備を行うことによります 3,806 万 3,000 円の減額、グループホームにつきましては県補助金額の増額に伴う 374 万 9,000 円の増額でございます。

次の 2、施設開設準備経費助成特別対策事業 1,880 万 2,000 円の減でございますが、これにつきましても説明欄 1 と同様の理由によりまして小規模特別養護老人ホームにつきましては 1,603 万 7,000 円の減額、次の小規模多機能型居宅介護施設については 276 万 5,000 円の減額でございます。

次の 3、地域介護福祉空間整備推進事業 300 万円の増額でございますが、これは高齢者健康遊具設置につきましても国からの補助金の内示があり工事請負費として補正を行うものでございます。なお、健康遊具の内容、設置場所の選定を含め設置に係る業務につきましても道路公園課に委託をし、行うこととしております。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費 6,352 万 3,000 円の増額補正につきましては、先ほどの資料で御説明申し上げました震災によります介護サービス利用料 1 割負担免除に伴う増額であり、現時点で各種サービス給付費をこの科目から 1 本で支出いたしまして最終的に実績が確定した段階で各サービス費科目に仕訳を行うこととしております。

6 款 1 項 2 目償還金 2,681 万 2,000 円の増額補正でございますが、次のページをお願いいたします。これは、平成 22 年度介護給付費国庫支出金等の額確定に伴い収入超過分を返還するものでございます。

6 款 2 項 1 目他会計繰出金で 1 万 5,000 円の増額補正でございますが、これも平成 22 年度決算に伴い一般会計に対し清算返戻分として繰り出すものでございます。

6 款 3 項 1 目諸支出金で 6,457 万 2,000 円の増額補正でございますが、これは先ほどの資料で御説明申し上げました震災によります施設入居等に係る食費、居住費等の免除に伴う支出でございます。

次に 127 ページにお戻り願います。歳入について御説明申し上げます。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 節現年度分で 1 億 729 万 3,000 円の減額補正でございますが、これも先ほど御説明申し上げました震災に係る第 1 号被保険者保険料の減免措置による減額分でございます。

3 款 2 項 4 目説明欄 1 地域介護福祉空間推進補助金で 300 万円の増額補正でございますが、これは歳出で御説明申し上げました高齢者健康遊具設置工事に係る国からの補助金でございます。次の 5 目介護保険災害臨時特例補助金で 2 億 3,126 万 5,000 円の増額補正でございますが、震災に伴う介護保険料、介護サービス利用料、施設入居等に係る食費、居住費等の減免に対する国からの特例補助金でございます。



次のページをお願いいたします。5款2項3目施設開設経費助成特別対策事業費補助金で1,880万2,000円の減額補正でございますが、歳出で御説明申し上げました平成22年度公募の地域密着型施設の開設準備に係る県補助金の減額でございます。次の4目介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で1億8,148万9,000円の減額補正でございますが、これも同じく地域密着型施設開設に係る県補助金の減額によるものでございます。

7款1項1目5節介護サービス利用料減免分繰入金で246万円の増額補正でございますが、これは国の補助基準対象とならない3月1日から10日までの施設入居等に係る食費、居住費の減免分について一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。2項1目1節介護保険事業財政調整基金繰入金で2,849万円の増額補正でございますが、これは歳出で御説明いたしました国庫支出金等への償還金及び一般会計繰出金及び国の補助基準対象とならない3月1日から10日までのサービス利用料1割負担減免分として基金から繰り入れを行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。質疑はございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員

134ページ、健康遊具です。さまざまな被災、大震災でさまざまな事業がやめられた、廃止されたり中止されたり、そういう中でこういうふうになんか小さな事業ですけども積極的にやりますと今から表に見える形で市民の皆さんに元気がアピールできる事業というのは本当にいいなと思って大変うれしい気持ちで聞いていたんです。健康遊具を推進してほしいということもかねてからお願いしていましたが、ぜひ効果的に設置していただいて引きこもりがちなお年寄りのところで、特に元気がないところでお天気のいい日にはぜひ外に出て頑張って運動も少しはしてもらいたいなという思いで聞いていたんですけども、その際安全に本当に十分注意しなければいけないと思いますし、結構多賀城の公園を見ると木のない日陰のないところがいっぱいありまして直射日光をそのまま浴びちゃうというところもありますので、そういうところにも配慮して少し休めるところには木を植えるとかいすを置くとか、そういうところにも少しずつ配慮しながらあちこちの公園にそういう状況が見られるように頑張っていただきたいと思いますと思うんですけども。

○根本委員長

介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

お話がございましたようにいろいろ公園等に設置するに当たりまして、先ほど御説明申し上げまして道路公園課に委託をしますが、その辺を十分打ち合わせをしながら進めてまいりたいと思います。

○根本委員長

ほかに。戸津川委員。

○戸津川委員

同じく 134 ページで私も勉強不足でわからないところがあるので教えてほしいんですけども、一般管理費のところですべての施設は予定していたけれどもグループホームも小規模多機能も特養も、今聞いたところだと公募したけれどもなかったからやめたというような言い方だったと思うんですが、その認識でよろしいのでしょうか。

○根本委員長

介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

地域密着型の 3 施設、募集を行いまして小規模特別養護老人ホームについては応募がございませんでした。それから小規模多機能型の施設につきましては選定を行いましたが、選定を行った施設が補助金を使わずに施設整備を行うということによるものでございます。

○根本委員長

戸津川委員。

○戸津川委員

応募したけれども、応募がなかったということの原因というか、そこはわかっているのか。なぜ、今たくさん必要なものがつくられないということで大変懸念するんですけども、なぜ公募したのになかったのか、その原因など突きとめていたら教えてください。

○根本委員長

介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

明らかな原因といいますのはやはりその条件に応じて応募いただくんですけども、小規模特別養護老人ホームですと一つは社会福祉法人という条件もございまして。あるいは施設が 29 床という形になりますので、そういった施設的な面とかいろんなやはり応募される方がそういった条件を踏まえた上で応募されなかったという結果になったということかと思えます。

○根本委員長

戸津川委員。

○戸津川委員

市民からまた大変待っていても入れないという要求がたくさんあるわけで、私も今すぐどのようかということとは言えないんですけども、やはりこういうものはこれだと減額をして国に返すということなんですか、よくわからない。何しろ要求があるにもかかわらずそれができていないという現実を踏まえてどうして公募がないんだろうと、そのあたりをどこに問題があるのか私もすぐにはちょっと指摘ができないのが残念なんですけど、その思いだけ受けとめてほしいと思います。以上です。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 61 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

● 議案第 62 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○根本委員長

次に、議案第 62 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。下水道課長。

● 歳入歳出説明

○江口下水道課長

それでは、第 4 号補正予算について御説明申し上げます。資料 1 の 148 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。こちらにつきましては、前回議案第 51 号で御説明申し上げました 3 月 11 日に発生した地震に伴う津波により公用車が水没したことに伴う賠償金として 73 万 3,000 円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、1 款 3 項 1 目賦課徴収費でございます。こちらにつきましては後ほど歳入の方で御説明申し上げますけれども、財源の組み替えになってございます。

続いて、1 款 3 項 2 目汚水管理費でございます。こちらは 687 万円の追加をするものでございます。こちらにつきましては公課費で消費税でございますけれども、平成 22 年度の決算の確定に伴いまして納税見込み額が確定したことによる増額補正でございます。これは平成 22 年度の決算額の確定に伴いまして納税額を算出したところ、平成 22 年度の建設事業において繰り越し事業が発生したことに伴いまして課税仕入れ額が減少したことによる増ということになってございます。

続きまして、3 款 1 項 1 目公債費でございます。こちらにつきましても後ほど歳入で御説明申し上げますが、財源の組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。5款1項1目公共下水道災害復旧費でございます。1億1,627万8,000円の追加でございます。説明欄1の公共下水道雨水施設災害復旧事業補助につきまして、このたびの震災により被災をいたしました八幡雨水管線並びに暫定雨水ポンプ施設の復旧に要する経費としての追加をするものでございます。この中で八幡雨水管線の復旧工事につきましては7,462万2,000円、続いて上屋敷雨水ポンプの災害復旧では2,069万5,000円、宮内雨水ポンプ災害復旧では684万6,000円、八幡雨水ポンプ災害復旧では155万4,000円、大代東雨水ポンプ災害復旧では1,084万5,000円、それぞれ八幡雨水管線につきましては水路の復旧工が主なものでございます。続いて上屋敷、宮内、八幡雨水ポンプ、大代東雨水ポンプにつきましては各水中ポンプ、それから電気の受電施設の復旧工事を行うものでございます。以上が歳出でございます。

続いて144ページをお願いいたします。こちら2款1項1目下水道使用料でございます。8,168万2,000円の減額でございます。このたびの震災により被災された地域の御家庭、事業所が、これまでのような生活や事業活動ができるまでの間まだまだ時間を要することから、それまでの下水道使用料の減収が見込まれることから多賀城給水区分では7,743万3,000円、塩釜給水区分では424万9,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、3款2項1目下水道事業国庫負担金でございます。9,164万9,000円の補正でございます。先ほど歳出で御説明申し上げましたそれぞれの事業の追加補正によるものでございます。歳出に対する国費の割合は80%となっております。

続いて、5款1項1目一般会計繰入金でございます。8,651万4,000円の追加補正でございます。これは下水道使用料の減額、それから歳出における下水道事業、庶務事業の追加補正により一般会計からの繰り入れが必要になったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。8款1項1目下水道債で2,740万円の追加補正でございます。3節資本費平準化債につきましては平成22年度の事業債の借入金の確定に伴い発行可能額が確定したことにより280万円の追加をお願いするものでございます。ちなみに、雨水事業では補正額が190万円、汚水事業では90万円となっております。続いて、5節の公営企業災害復旧事業債につきましては、先ほど歳出で御説明申し上げました公共下水道雨水施設災害復旧補助の追加補正に伴う地方債発行額の追加でございます。こちらにつきましては、地方債の充当割合は国費を除いた部分に対して10万円単位で100%可能となっております。

次に、140ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。ただいま歳入予算の補正内容で御説明申し上げました資本費平準化債につきましては、限度額を280万円追加の4億8,200万円とするものでございます。また、公営企業災害復旧事業債につきましては限度額を2,460万円追加の7億8,250万円とするものでございます。これらにより補正後の限度額の合計が17億4,160万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変わりございません。

続いて、資料2の25ページをお願いいたします。下水道事業の元利償還金の雨水と汚水の内訳とそれに対する財源の内訳が当初予算時に比べどう変化してきたのかということをお知らせいたします。一番上の欄、当初予算時における元利償還金の合計額でございますが、一番上の欄の下から3行目合計欄でございますが、19億9,843万5,000円、これを賄う財源といたしまして下水道使用料3億6,584万9,000円、資本費平準化債を4億7,920万円、下水道事業債特別措置分でございますが、9,240万円、下水道事業受益者分担金及び負担金でございますが、181万5,000円を充当し一般会計繰入金の全体では10億5,917万1,000円としておりました。

これが今回の第4号補正後におきましては、元利償還金総額につきましては当初予算には変わりございませんが、これを賄う財源で下水道使用料が1億5,128万7,000円減額の2億1,456万2,000円、下水道事業債特別措置分、下水道事業受益者分担金負担金につきましては当初に変わりございません。結果的に、一般会計繰入金は今回の補正予算により1億4,848万7,000円増の12億765万8,000円となります。以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。竹谷委員。

○竹谷委員

財政のことで聞きますが、今回の震災によって下水道使用料が減額をした、その分が一般会計繰り出しにはね返ったというぐあいに思うんですけども、そういうとらえでよろしいですか。

○根本委員長

下水道課長。

○江口下水道課長

そのとおりでございます。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

この分について震災という一つの事故ですので、国の方からこういうものに対する補助金といいますか、対策といいますか、そういうものについてはおありなのかどうなのか。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず方法といたしましては今回予算組みの段階で、差し当たりは一般会計の方から繰出金で対応するという話で話し合っていました。最終的にどのような方法があるのか、今国の方から示されているのは公営企業側の方で、つまり下水道特別会計の方で減収分に見合うだけの地方債を発行してその元利償還金について今年度一般会計の方から繰り出ししていくという方法が講じられる、そのような予定になっております。その方法が、直接は一般会計の方から全額繰り出しをした方が有利なのか、それとも一たんは下水道会計の方で減収補てんの地方債を発行した上で後に一般会計の繰出金の方を充てていく方が有利なのか、その辺を検討している段階でございます。ですからまだ確定ではないんですが、国の方の制度としては下水道特別会計の方で地方債を発行してそれに対する元利償還金の半分だけ、その分に関して一般会計の方から繰り出しをする、その繰り出し分に関し

ては後に交付税措置があると、このような財政措置がとられているということになります。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

そうしますとこの1億4,800万円、これは何らかの形で措置はあるよと、全額でなくても。それは下水道会計でやるか、一般会計で受けて下水道に出すかは別としてそういう、だから当面は一般会計から措置させていただいて今後の国の推移を見ながら何らかの形でやっていくんだという見方をしておいてよろしいですか。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

そのとおりでございます。

○根本委員長

金野委員。

○金野委員

確認をさせていただきます。課長、どうしても八幡雨水幹線とか六貫田、多賀城雨水幹線、いつも出るんですけども、私1回質問してた町前雨水幹線は仙台と港湾と多賀城の持ち物ですよ。その後、当局としては3者で1回合同会議をやっていろいろな策を練りたいと言っているのが、1年間ぐらい補正を見ても何もついてないんですよ。どういう会議やっているのか、どういう進捗状況でこれからどう行くかその辺確認だけさせてください。

○根本委員長

下水道課長。

○江口下水道課長

ただいまの御質問ですが、実際仙台と港湾うちの方とで打ち合わせを行っております。その後細かいところでの作業がございましたので、その作業をやっている最中に今回の震災ということでちょっと延び延びになってございます。早急に打ち合わせを進めてまいりたいと考えております。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

144ページの下水道使用料についてお尋ねいたします。8,168万2,000円の減額になっていますが、これは3月11日から3月いっぱい水道が来なかったんですが、その場合に一般家庭の場合には使用した水道の量で下水道も決まってくると、水道が来なければ下水

道料金ももらえないという関係になっていると思いますが、3月分も含まれているんですか、この中に。

○根本委員長

下水道課長。

○江口下水道課長

具体的に3月分につきましては1カ月おくれの納期にさせていただきます。納期は5月2日ということになっております。その後4月分につきましては検針をしておりませんので100%減免という形になっております。3月分はこの中には含まれて、減額の方には含まれておりません。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

この補正、何号でしたっけ、この補正は。4号だから、3月分は前にやっていたということでしたっけ。3月、4月の分は前にやっていて、なおかつそれ以降の分についても津波の被災とかあって使用水量が少なくなっていると見込まれたので、さらに減額すると理解していいですか。

○根本委員長

下水道課長。

○江口下水道課長

申しわけございません。1号補正で3月分のもの、4月分とかについては前もってやっております。今回で2回目の下水道使用料の補正になります。多賀城給水区分につきましてはこれまで1号と4号補正で1億4,000万円、それから塩釜給水区で930万円ほどになってございます。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

流してやる水が少なくなるということは流域下水道の負担金も少なくなっているんじゃないかと思うんですが、何でそれが出てこないのかと。流した量に関係なく多賀城市は何億円とかと決まっているんですか。下水道料金の減額だけやって流域下水道の負担金については全然出てこないというのは、どうもおかしいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○根本委員長

下水道課長。

○江口下水道課長

ただいまの流域下水道の状況ですが、公共下水道から流域下水道につながる、管がつながって終末処理場で処理するわけですが、今現在管が破損している箇所、損傷している箇所がございまして、具体的に流量、汚水の量だけを測定することが今現在できない状況にあると、この前の台風 15 号のときは流域下水道に流入する量とすれば通常分の大体 3 倍、通常 10 万から 12 万トンくらいなんです、これの 3 倍、30 万から 36 万トンくらい流入しているということがございます。あとはただいまありました維持管理負担金につきましては、ただいま県の方と今回被災を受けていろいろとマンホールからの噴き出しとかいろいろ迷惑を受けておりますので、その辺が今現在県の方と話を進めておる段階でございます。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

迷惑分については迷惑分で話し合うというのは、それはまあ当然なんですよ。流域下水道の負担金は、流した量で決まるのではなかったんでしたっけ。どういう決め方をしているんでしたっけ。だから、私が持っている疑問は、流している量が減ったら当然負担金は減ることにならないのかという疑問なんですけれども。

○根本委員長

下水道課長。

○江口下水道課長

そのとおり、流した量でございます。

○根本委員長

建設部長。

○佐藤建設部長

今下水道課長が答弁したとおり、流した量に単価をかけてそれが負担金として支払う、藤原委員が指摘されたとおり収量が下がっているのであれば当然、例えば県の方に納める負担金も減るんじゃないかというのはまさにそのとおりでございます。今回それが補正で上げられなかった理由は、今現在流域下水の方が災害復旧工事、着々進めてはいるんですけども、まだ先の見通しが見つからないということで今回は補正には計上できなかったということで、いずれこれは流した量に比例して増減するものですからいずれは減という形にさせていただくようになると思います。

○根本委員長

下水道課長より訂正が求められておりますので、許可します。下水道課長。

○江口下水道課長

140 ページをお願いいたします。140 ページ起債の限度額を訂正させていただきます。先ほど 17 億 4,160 万円と申し上げましたが、14 億 7,160 万円でございます。申しわけございません。資料の訂正でございます。表の欄の一番下、計の欄の補正後の限度額の欄でございます。17 億 4,160 万円と記載されておりますが、14 億 7,160 万円と訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。



○根本委員長

よろしいでしょうか。

以上で質疑を終結いたします。大変失礼いたしました。阿部委員。

○阿部委員

140 ページですけれども、合計金額、限度額の合計金額が合わないんですけれども、確認してください、合計額。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

140 ページの補正後の地方債の限度額の合計が実際合わないというお話だったんですが、恐らく阿部委員の計算された内容というのが資本費平準化債の限度額と公営企業災害復旧事業債の金額を合計されたんだと思うんですけれども、今回のこの表なんですけれども、地方債の補正があった、その分だけを記載させていただいておりますので、ですから金額だけ積み上げると合わないという格好になりますけれども。

○阿部委員

わかりました。その説明をしていただければよかったですと思います。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

やはりこの表、補正前の方も合わないですね。数字が合わないんですよ。だったらやはりここはこういうことなんだと説明していただくのが本当だし、なおかつこういう変更と書いてあるけれども、きちんとした数字がつかめるような、我々は表を見て数字をつかんでいくんですよ、だから今の説明も変更後のことはどうのこうのと言ったってこの表からすると違う話じゃないか。阿部さんと私で一生懸命電卓はじいたの、2人して。私も電卓はじいて、だから両方手挙げたでしょう。こういう表はちょっと載せるにしても説明はちゃんと完璧にしてもらわないと困りますね。じゃあ合計じゃなくてここのところ何で計なんて入っているのか、これもわからないのでそれももう1回、説明してほしい。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

こちらの地方債補正の表に関しまして、地方自治法施行規則の中で様式ということで定められている様式になってございます。ですから、こちらの様式というのは法令に基づいて調整させていただいているということになります。しかし、確かに昌浦委員おっしゃられるとお見づらいといいますか、関係する部分だけ、それと全体的な起債限度額、その部分だけを記載しているという内容でありますので、やはり説明する際にはその辺ちょっと工夫しながら誤解のないように対応したいと思います。

○根本委員長

今後は誤解のないように詳細な説明をするように求めたいと思います。昌浦委員。

○昌浦委員

じゃあ、補正前のこの計が合わないのはやはりそういう事情なんですか。そこだけ確認しておきます。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

補正前の部分もそうなんですけれども、こちらに掲載しているところの平準化債であるとか公営企業災害復旧事業債、これ以外の部分でも既に予定している起債などがございまして、その分が反映されていないといいますか、その分も含めての計の額となっております。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 62 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩をいたします。再開は午前 11 時 15 分といたします。

午前 10 時 54 分 休憩

---

午前 11 時 13 分 開議

○根本委員長

それでは、再開いたします。

- 議案第 63 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○根本委員長

次に、議案第 63 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

関係部課長等から説明を求めます。上水道部次長。

● 収入支出説明

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

資料 1 の 152 ページをお開き願いたいと思います。

平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。今回の補正の主なものは、水道料金の減額、一般会計補助金や工事負担金の追加補正及び工事費等の減額補正を行うもので、これに伴い消費税及び地方消費税の減額等を合わせてお願いするものでございます。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量でございます。第 2 条第 2 号は年間配水量で「609 万 7,964 立方メートル」を 60 万 7,964 立方メートル減量して「549 万立方メートル」に改めるものでございます。同じく第 3 号は 1 日平均配水量で「1 万 6,661 立方メートル」を 1,661 立方メートル減量して「1 万 5,000 立方メートル」に改めるものでございます。これは震災の影響により水需要が落ち込んでいることから 8 月までの実績と来年 3 月までの推計見込みにより減量するものでございます。同じく第 4 号の（イ）配水管改良事業費「1 億 3,851 万 6,000 円」を 4,035 万 1,000 円減額して「9,816 万 5,000 円」に改めるものでございます。これらの業務量の変更に伴い所要の補正をお願いするものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正をするものでございます。

収入でございますが、第 1 款水道事業収益で 3 億 425 万 3,000 円減額し、15 億 5,079 万 5,000 円とするものでございます。主なものは水道料金収益の減額でございます。

次に支出でございますが、1 款水道事業費用で 719 万 5,000 円減額し、17 億 1,746 万 1,000 円とするものでございます。主なものは、浄水場や配水池設備の修繕費の増額と、消費税及び地方消費税の減額でございます。

次の 153 ページをお願いします。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。予算第 4 条に定めております資本的収入及び支出につきましては、中央の表に記載のとおり収入を 4,474 万 5,000 円増額し支出を 4,035 万 1,000 円減額補正するもので、合わせて資本的収支不足額の補てん財源についても改めるものでございます。補てん財源については表の上の段になります。第 4 条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対する不足額「5 億 6,998 万 9,000 円」を 8,509 万 6,000 円減額し、「4 億 8,489 万 3,000 円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「1,802 万 6,000 円」を、192 万 2,000 円減額し「1,610 万 4,000 円」に、損益勘定留保資金「2 億 6,857 万円」を 1 億 8,310 万 6,000 円減額し「8,546 万 4,000 円」に、減債積立金 1 億円を 2 億円増額し「3 億円」に、建設改良積立金「1 億 8,339 万 3,000 円」を 1 億 6 万 8,000 円減額し「8,332 万 5,000 円」に改めるものでございます。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。予算第9条第1号は職員給与費でございますが、「2億4,033万7,000円」を102万6,000円増額し「2億4,136万3,000円」に改めるものでございます。

第6条は、高料金対策及び災害救助法に基づく応急給水活動実費支弁のため一般会計から補助を受けることにより第10条他会計からの補助金1条を追加したことによる改正でございます。

次に、157ページをお開き願いたいと思います。補正予算説明書でございます。金額は消費税を含んで表記してございます。左側のページが予算科目、右側が既決予定額、補正予定額、計となっております。まず、収益的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。

1款水道事業収益で3億425万3,000円の減額補正をするものでございます。1項1目給水収益、3億4,508万円の減額補正をするものでございます。これは震災により断水や通水のおくれた地域について4月、5月分の水道料金の全部、または一部を減免したことや震災により給水収益が減少していることから補正予算算定時における直近の8月分までの減収実績額と来年3月までの収入見込みを推計し、減額補正させていただくものでございます。8月までの減収実績額として2億3,300万円、それに9月から来年3月までの減収額を1億1,200万円と見込み算定したものでございます。

次に、2項5目他会計補助金一般会計補助金2,434万3,000円は、上水道高料金対策に係る一般会計からの補助を受けることによるものでございます。

資料に基づき説明させていただきますので、済みませんが、資料2の最後のページ、27ページ、高料金対策繰出基準単価の実績及び見込みをごらんください。左側に記載しております繰入年度の欄中、色がついている平成23年度の欄をごらんください。その平成23年度の中央の行に記載しておりますのが、今年度の国の基準単価と本市の単価及び繰入額でございます。繰出基準単価につきましては、前々年度平成21年度の資本費が166円以上でかつ給水原価が270円以上の場合適用となるものでございます。多賀城市におきましては平成21年度の資本費が170円24銭、給水原価が298円52銭でございましたので、適用となったものでございます。算出方法でございますが、基準単価の資本費166円と多賀城市における資本費170円24銭の差額4円24銭を有収水量574万1,290立方メートルに乗じて得た額2,434万3,000円が繰入額となるものでございます。なお、その上の行、色がついている部分になりますが、料金改定算定時点での見込みを記載しております。料金改定算定時点では平成21年度の基準単価に基づき平成23年度は該当しないものと見込んでおりました。平成23年度の国の基準単価が示され資本費基準単価が平成21年度よりも6円引き下げられたことに伴い、繰入額が2,434万3,000円となるものでございます。この基準単価は毎年度ごとに国から通知されるものであり、平成24年度以降の繰出金については未定でございます。

繰出基準要件を満たし水道高料金対策対象団体となることから、実施計画を策定し一般会計からの繰り入れについて市長に協議を行い平成23年6月20日付で回答を得たことから今回の補正計上となったものでございます。

資料1の157ページにお戻りください。

6目補助金一般会計補助金は、災害救助法に基づき行った応急給水活動に係る一般会計補助金でございます。応急給水活動経費は被災県が負担するものであり、県からの負担金を市で受け入れた後、水道事業会計は一般会計からの補助金という形で受け入れることから計上させていただくものです。内訳は応急給水活動に係る管工事組合の車両借り上げ費で

延べ 164 台、人員が延べ 586 人、ほかに給水車の燃料費などでございます。また、仙台市と塩竈市からも支援をいただきましたので、その応援経費負担分も含まれております。なお、他県からも応援給水をいただいておりますが、震災による特例により費用の発生はございません。

次に、支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用 719 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。1 項 1 目減水及び上水費の修繕費で 446 万 6,000 円の増額補正です。主なものは、震災の影響により新田浄水場の場内が最大で 40 センチから 50 センチ地盤沈下していることから盛り土を行い場内の整備などを図る経費でございます。

2 目配水費で 491 万 2,000 円の増額補正でございます。委託料で 463 万 1,000 円の減額補正は、当初予算に計上しておりました老朽管更新計画策定業務については、震災による土地利用計画等の見直しなどを受け更新計画についても改めて見直しが必要となることから次年度以降へ計上することとしたための減額と、震災に伴う災害査定委託業務の増額によるものでございます。次の修繕費は、震災の影響による配水池の雨どい修繕など施設修繕費の増額補正でございます。

5 目業務費で 102 万 6,000 円の増額補正でございますが、非常勤職員 1 名分の法定福利費と報酬でございます。これは、震災に伴い水道の使用開始や中止届の問い合わせ等の業務が増加していることから、受け付けやデータ入力について年度末まで非常勤職員を任用し対応するものであります。

6 目総掛費で 120 万 7,000 円の増額補正でございますが、震災の影響による水道部庁舎の壁面修理や空調機などの修繕費用でございます。

2 項 2 目消費税及び地方消費税は水道料金の減額補正などに伴う預かり消費税の減によるものであります。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入から御説明申し上げます。

1 款資本的収入で 4,474 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

5 項 1 目工事負担金は下水道災害復旧事業に係る配水管移設補償工事の負担金でございます。なお、下水道事業会計では 8 月 22 日に開催された臨時議会で当該工事費を補正済みでございます。

次に、支出でございます。1 款資本的支出で 4,035 万 1,000 円の減額補正でございます。

1 項 2 目配水管改良事業費の工事費は、収入の工事負担金で計上いたしました下水道災害復旧事業に係る配水管移設補償工事費と、震災により地盤沈下した新田観測所建てかえ工事費合わせて 4,889 万 9,000 円の増額、と当初予算で計上しておりました中央監視設備等更新工事を配水管整備事業へ組み替えし、起債対象工事の見直しを行ったことにより 8,925 万円を減額いたしましたもので、その差し引きにより 4,035 万 1,000 円を減額補正するものであります。

最後になりますが、ここで補正後の損益決算について説明させていただきますので、資料 2 の 26 ページをお願いいたします。

損益計算について、当初予算と今回の補正後予算との比較表でございます。金額は消費税等抜きの金額となっております。右側が収益、左側が費用となっております。

当初予算、前回までの補正額 1 号補正額、色のついている部分が今回の補正予定額、補正後予算額、当初予算との差し引きの順に記載しております。

右側の収益では給水収益の減額や一般会計補助金の追加に伴い、2 億 8,782 万 1,000 円の減額、一方左側の費用では修繕費などで 1,091 万円の増額となったことから補正後の損益では費用の部分、補正後予算額の下から 2 段目、1 億 8,310 万 6,000 円の純損失となるものでございます。

以上で説明を終わります。

- 収入支出一括質疑

- 根本委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。昌浦委員。

- 昌浦委員

資料 1 の 152 ページなんですけれども、この表なんですけれども、やはり収入と支出の既決予定額が、営業収益とか収入でいえば営業収益と営業外収益足すとちょっと合わない、差があるんですよ。計の方も電卓ではじいたら 2,563 万 2,000 円の差が出るんですね。それと同じように支出の方も既決予定額と計で 40 万 3,000 円の違いが出てきているんですよ。だからどういうふうに見たらいいのかと悩むんですよ。具体的にその辺なぜ差異が出てくるのか、地方自治法で決まっているこの表で書くのかどうかも含めて教えていただきたい。

- 根本委員長

管理課長。

- 小幡管理課長

これも私どもの水道事業会計も先ほどの一般会計と同じでありまして、補正の様式が定まっております。今回ここに表示してあるものにつきましては変動のあったものについてだけ表示してありますものですから非常に見づらい表にはなっておりますが、そういう様式が定まっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

- 根本委員長

昌浦委員。

- 昌浦委員

やはり、ここはこれからこうこうこういう差異があるけれどもこうなんだとか説明がないと我々はわからなくなるんですよ。一生懸命になって資料 2 の 26 ページかな、違いがあるんだろうけれども、突合して見ていたんですけども、わからずじまいだったんです。いわば法令で決まっている様式にのっとってお書きになっているんだろうけれども、ならばやはりこれは差異がこういうふうに生じるかもしれない云々という御説明があってもしかるべきなんだけれども、ずっと聞いておいたらそれがなかったものですからあえて質問させていただいたわけです。今後はそういう説明をしていただきたいと思います。

○根本委員長

上水道部次長。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

わかりました。次からはそのようにしたいと考えております。

○根本委員長

森委員。

○森委員

使用料の一部及び全部の減免等震災における対応として、そのほかの支援策等は考えていらっしゃるのでしょうか。

○根本委員長

水道事業管理者。

○佐藤水道事業管理者

お答え申し上げます。3月11日震災発災以来私たち水道部の職員については先ほども説明申し上げましたが、3月分の、3月に使った料金についてはすべて減免をさせていただきました。4月、5月分についても一部復旧がくれた地域についても減免をしてございます。そのほかにもいろんな独自の、今回の震災に対しまして支援もしてございますが、例えば今現在多賀城市内には6カ所の仮設住宅が建設されてございます。総戸数で373戸、それから各集会所が6カ所ほどございますので、すべて379ですか、これについてはすべて県の方でその水道関係の施設費は負担しているわけでございますが、本来であれば我々水道の方で請求できるものが結構あるんです。例えば水道の加入金、水道の工事で発生するいろんな手数料関係、これらについては我々今回2市3町の方とすべて協議を行いました。1,000年に一回の災害だからということですので一切請求してございません。ちなみに、仙台市なんかはすべて請求してございます。そんな中で今回の災害を踏まえて本来請求すべき金額が約4,600万円ほどなんです。加入金、それから水資源開発負担金なんかも含めまして、それについては今回すべて減免をさせていただいたということでございます。

○根本委員長

森委員。

○森委員

減免をしているということで、実際その費用は発生していると思うんですが、その財源の補てんというのはどのようになっているのでしょうか。

○根本委員長

水道事業管理者。

○佐藤水道事業管理者

特にこれからの補てんというのは、たまたま平成 22 年度の決算でもお話ししましたがけれども、これまで利益剰余金のございだったので、その中でカバーしてやったという内容でございます。

○根本委員長

森委員。

○森委員

被災者、特に仮設に今住まれている方にとっては非常にいいシステムだと思います。今後また被災者においてプラスになることがありましたら対応していただければなと思います。以上でございます。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

仮設住宅今歩いていて悩ましい話を何回か聞かされるんですけども、仮設住宅の水道の蛇口が上げたり下げたりする蛇口なんです。その蛇口の調整の仕方がなかなか難しくて水がどおっと出るというんですね。それでメーターがぐるぐる回ると、あれが何とかならないものかという話を何回か聞くんです。水圧の関係かなとも思ったりしたんですけども、鶴ヶ谷の野球場の人なんかがお話ししてくれるんですけども、全体としてあの蛇口、仮設住宅の仕様だからそれはそれでしょうがないとしても水道料に響いてきますので何とかならないものでしょうか。

○根本委員長

水道事業管理者。

○佐藤水道事業管理者

仮設の扱いについては、我々も料金を負担してもらえるかという心配はしてございました。実際に今すべての仮設 6 カ所に生活してもらっているわけですが、実際どのくらい料金を使っているのかと集計をしてみました。そうしますと意外と使っていないんですね。その仮設によって大分違うんですけども、平均しますと毎月の平均が下水道料金、上水道料金合わせまして 2,000 円まで行っていないんです。そんな中で多分今おっしゃっているようなふぐあいがあるかと思えますけれども、それについては個別にぜひ気軽にうちの方に相談に来てもらいまして、対応できるところは対応してまいりたいと思います。ただ、心配なのはこれから寒くなる時期に入りますので、凍結も心配かなという感じがしています。その辺も県の方と今後防寒対策としての何らかの方法については協議していきたいなと思ってございます。

○根本委員長

柳原委員。

○柳原委員

今回の補正で資料 2 の 26 ページですけども、補正 2 号で給水収益が 3 億 2,864 万 8,000 円減額となって、これはさっきの説明では来年の 3 月までの合計額ということとし



たけれども、給水量が減った分受水する方の受水費も下がると思うんですが、その辺は補正ではどこかに反映されているのでしょうか。

○根本委員長

水道事業管理者。

○佐藤水道事業管理者

今のお話でございますが、たまたま今回の災害に伴いまして県の広域水道、それから仙台市の分水からのものも何日か水が一切送水されませんでした。それらも含めまして当然例えば県の方には受水団体、県内で17市町村ございます。その中で減免をしてくださいということで申し入れはしてございまして、今月の末に最終判断が県の方から回答があるかと思えます。今のところ要望なりについては1カ月分の基本料金、すべてを減免してくださいということで、それを多賀城市に計算しますと約2,500万円ほど受水費でございますが、それが確定した時点で12月議会あたりで受水費の減額補正をしたいと考えてございます。仙台市の方は、日割り計算で440万円くらいの減額は既に決定してございます。以上でございます。

○根本委員長

森委員。

○森委員

1点だけなんですけれども、県の広域水道、震災が起こる前、給水単価、供給単価の値下げ、県の方の、そのときにバイパスをつくるという形ですか、今回も送水管がそのときも漏水か何かで大規模な漏水でその構想がたしかあったと思えます。それが早期にできていれば何とかフォローができたのではないか。その状況はどうなっているのか教えていただきたいんですが。

○佐藤水道事業管理者

今の件も含めまして、受水団体共同で、今回単独で送水管が来ているものですから、例えば仙南地区、仙塩地区の送水管はループ化してくださいということで要望しております。県の方でも今年度からこれの基本設計に入るとということで連絡は受けてございまして、最終的な見通しについては今月末の会議の中で正確な情報が来るのかなと思ってございまして、なおこの内容については一般質問でも質問を受けておりますので、その辺はまた詳しい回答をしたいと思っております。

○根本委員長

森委員。

○森委員

失礼しました、一般質問で出ているとは済みません。実際多分その協議をされるときにその負担をとということで、単価にはね返ってこないように事前に努力していただければと以上願ひまして終わります。

○根本委員長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 63 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○根本委員長

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 58 号から議案第 63 号までの平成 23 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告書の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 41 分 閉会

---

補正予算特別委員会

委員長 根本 朝栄